

## 北海道渡島半島諸地の家印屋号(その一)

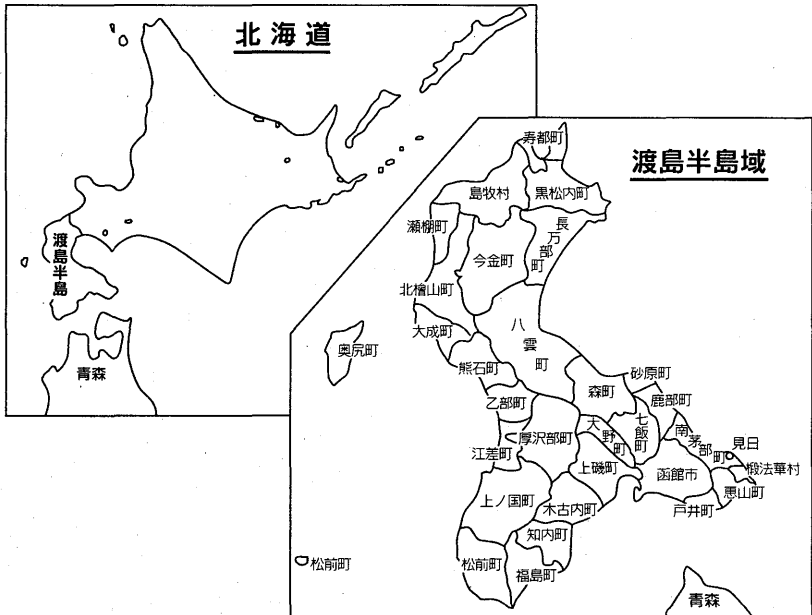
茅部郡南茅部町尾札部見日の家印屋号

岡野信子

### 一、はじめに

北海道南西部の渡島半島諸地の家々は、<sup>おしま</sup>三・今などの家印<sup>いえじるし</sup>で自家を表示し、それを屋号として来た。平秩東作は『東遊記』（天明4年、1784）の附録の章に次のように記している。

鯡網はさし網也。(筆者中略)上ノ国(筆者注、現在の檜山郡上ノ国町)にあば縄、あば板有。又八九寸四方なる板に、家々の印を木にて刻み(筆者中略)。しるしは蔵の鍵、草木の形に家々の印し有。船機あば板など、漁猟に遣ふ品には家の印しあり。(北



光書房刊、北門叢書第二冊、国書刊行会復刻版、昭和47年4月)

漁具などに家印<sup>いえじるし</sup>をつけることは、その所有を明らかにするものとしてうなずけるが、旅人がこれに注目しているのは、当時としては珍しい風俗だったのであろうか。

また松浦武四郎(弘)著『蝦夷日誌』(嘉永3年、1850)の「巻之五」には次のような記述がある。

カカリ潤村(筆者注、現在の砂原町掛潤<sup>さ하라 かかりま</sup>)人家三十軒。小商人一軒。漁者のみ也。(筆者中略)此村にて宿を乞けるに旅籠屋と云ものも無故、漁者の弔と云内に一宿を乞けり。此村も松前・箱館辺にならひて其家名を呼ばで印をもて通用とするなり。〔函館市史資料編第一巻〕、昭和49年3月、函館市)

著者は弔<sup>しりし</sup>という印が通用の家の名であることに注目し、松前・箱館辺の習俗にならったものとしている。

もっとも松前、江差などの大きな商家は商標としての家印とともに別に屋号も有していた。『新北海道史第二巻通説一』(昭和45年4月、北海道)には、宝暦8年(1758)の「両浜家名控」によるものとして卦京屋、傘中屋、各釘屋など、多くの商家の商標(家印)と屋号とが記されている。平成8年8月、亀田郡大野町の光明寺で拝見させていただいた江戸期の過去帳には、俗名を坂田屋林兵衛娘のように記したのものもあり、今与吉のように記したのものもあった。その生業はわからない。明治5年以降は姓名が記されているが、まれに家印と姓名が併記されているものもあった。

ところで今日、渡島半島域の諸地では、この家印が屋号と理解され、使用されている。それは、先にあげた松浦武四郎の『蝦夷日誌』に記されているのと同じ状況である。『鹿部町史』(平成6年3月、茅部郡鹿部町)には「郷土鹿部で屋号と呼んでいるのは、家の印・家印としての記号・符号である」との説明があるが、この状況は鹿部町にかぎらない。日常に屋号を用いているためであろうか、鹿部町は平成6年1月に「鹿部町屋号電話帳」を出している。また亀田郡大野町<sup>あまづき</sup>文月地区町内会も平成6年3月に「屋号入り文月地域電話帳」を出しているが、こちらでは「屋号の使用が衰えかけているので」ということであった。爾志郡熊石町青年団体協議会は平成元年4月に『熊石町の屋号 ふるさと調査シリーズPART2』を出している。また町史においても『戸井町史』(昭和48年3月、戸井町役場)・『南茅部町史』(昭和62年3月、南茅部町)・『鹿部町史』(平成6年3月、鹿部町)などが屋号をとりあげて説明している。筆者が眼にし得なかったものも多いかもしれない。教育委員会などに電話で問い合わせた回答では、寿都郡<sup>すつつ</sup>寿都町、また函館市では銭亀沢<sup>ぜにがめさわ</sup>で、今日も屋号が使用されているということであったが、それらも家印すなわち屋号である。なお、函館市役所市史編さん室、また郷土史家荒木恵吾氏から、本土域の津軽・南部の漁業地区も家印屋号を用いているようだとの教示も受けた。

以下には渡島半島の南東部に位置する茅部郡南茅部町<sup>おまつべ</sup>尾札部の一町内会である見日<sup>けんいち</sup>の家印屋号をとりあげて、その全相を見、考察を加えたい。見日の屋号をとり

あげたのは、ここが郷土史家荒木恵吾氏の生地・居住地であって、調査に際して荒木ご夫妻の惜しめない教示と協力をいただけたためである。調査期間は平成8年(1996)8月7日から12日までの6日間である。

## 二、見日の概況

地名の「ケンニチ」(上部の線はアクセントの高音部を表している。以下同じ)はアイヌ語kene-ni-us-i(ケねにウシ)(<sup>ほん</sup>樺の木<sup>の</sup>群生している所)で、「見日」は当て字であると、荒木氏は教示された。ここは見日一と見日二に区分されているが、太平洋に沿うた一筋の集落である。見日二が古くからの集落で、見日一は戦後に家がふえたという。世帯数と人口は見日一が49世帯、見日二が52世帯、計101世帯で、人口は358人である(平成8年8月現在)。

見日の家々の中には4代め、あるいは5代めという家々もあったので、集落は江戸後期には形成されはじめていたと思える。家々の出身地については道内という回答もあったが、青森県下の下北半島の地、石川県能登半島の地という答えがわりあいに多かった。秋田県という答もあり、また新潟県の佐渡という一家もあった。人々の説明の中で「先祖は〇〇家にわらじをぬいだ」ということばが何度か耳を打った。「北海道に渡り見日に来て、〇〇家の世話になり、身元保証人にもなってもらい、そこで働いた」と説明しているのである。その人々がやがて独立し、あるいは別家(分家)も出し、古くからの家々やその分家とともに今日の見日社会を形成してきた。

見日の主たる生業は漁業で、大部分の家が専業漁家である。沖合漁業の家も数軒あるが、沿岸漁業が主で、近年は鮭の孵化もおこなっている。昆布漁は天然・養殖ともに盛んで、その品質の優れていることで有名である。出荷できるように仕上げた昆布を選別して等級を定める作業は共同でおこなわれ、これを「コンブユイ」(昆布結い)と言っている。昆布採りの時期は7月20日から10月末までと限られているので、この時期以外は本土域に、また道内にも、働きに出る漁業者も多いという。

見日の家々は漁業のかたわら、自家用に馬鈴薯・大豆・南瓜その他の野菜を作ってきた。米はできないので購入する。主食の一部ともなる馬鈴薯栽培はことに盛んで、馬鈴薯の種まきが春の最初の「ユイコ」(共同作業)であったと、60歳代の女性は語った。「ユイコ」の名はこの外には聞かなかったが、山仕事や墓掃除なども何軒かの共同でおこなうといったまとまりのよさを、見日社会は見せていた。

## 三、見日の家印屋号の総体とその構造

今日、見日で屋号とされているのは、⊕・因などの<sup>いえじろし</sup>家印<sup>し</sup>であるが、この種のもの以外にも家の呼び名はいくらかあつた。例えば現在、突(イチヤマダイ)を屋号とする家は以前

は「オンバタヤ」(大畑屋)と呼ばれていた。青森県下北半島の大畑村(現在は大畑町)の出身であるところからこの呼称が出ている。高年者は現在もこの呼称を記憶しているが、この家のみずから「大畑屋」と物に記すことはなかったという。この呼称は周囲の人々がしぜんに呼びならわしたもので、この家の名乗りではなかったのであろう。また不(イチヤマボシ)家は以前は染物屋であったので「ソメヤ」と呼ばれていた。本家の下の位置に分家した天(カネダイ)家が「シタノエ」(下の家)とも言われていたのは、本家の人々がそう呼んでいたのに、まわりの人々もなったのであろうか。山越していく坂道に住居のあった家は「サカノエ」(坂の家)と呼ばれることもあった。また現在は見日にいない家であるが、掛け売りをしなかった商店は「ゲンキンヤ」(現金屋)と呼ばれていた。周囲の人々がしぜんに呼びならわしたこれらの呼称を、見日の人びとは屋号とは考えていなかったようである。

見日の人びとが屋号とする家印屋号はこれらの自然発生的な呼称とは異なり、その家の作製したものである。すなわち名乗り屋号である。以下に分類整理してあげ、その読みを添える、読みの上に線を施した部分はアクセントの高音部である。

## 1、家印屋号総体

### ○系屋号

⑩マルヤマ・⑪マルカイ・⑫マルカワ・⑬マルジョー・⑭マルショー・⑮マルホン・⑯マルホン・⑰マルゼン・⑱マルキチ・⑲マルトヨ・⑳マルカ・㉑マルチャー・㉒マルイチ・㉓マルジュー・㉔マルイ・㉕マルコ・㉖マルワ・㉗マルマス・㉘マルイゲタ 計19屋号

### □系屋号

㉙カクヤマ・㉚カクダイ・㉛カクイシ・㉜カクチャー・㉝カクヨシ・㉞カクイチ 計6屋号

### △系屋号

㉟ヤマショー・㊱ヤマショー・㊲ヤマヨ・㊳ヤマジュー・㊴ヤママン・㊵ヤマノ・㊶ヤマハ・㊷ヤマカ・㊸ヤマト・㊹ヤマヤ・ペホシヤマ 11屋号

### ㊺系屋号

㊻カネヤマ・㊼カネイシ・㊽カネイワ・㊾カネマツ・㊿カネジョー・㋀カネダイ・㋁カネタ・㋂カネキチ・㋃カネキュー・㋄カネサダ・㋅カネジ・㋆カネホ・㋇カネチュー・㋈カネサダ・㋉カネスン・㋊カネニ・㋋カネサン・㋌カネジュー・㋍カネセン・㋎カネイ・㋏カネト・㋐カネヤ・㋑カネエス 23屋号

### ㋒系屋号

㋓シメジョー・㋔シメフク・㋕シメイチ・㋖シメニ・㋗シメマル 5屋号

### ㋘系屋号

㋙ツゲキチ 1屋号

### ㋚系屋号

ㄨリューゴニ 1屋号

大系屋号

畚<sup>ㄨ</sup>ダイキチ・ㄨ<sup>ㄨ</sup>ダイニ・ㄨ<sup>ㄨ</sup>ダイサン・ㄨ<sup>ㄨ</sup>ダイマン・ㄨ<sup>ㄨ</sup>ダイマル 5屋号

ㄨ系屋号

ㄨ<sup>ㄨ</sup>マ<sup>ㄨ</sup>ホン・ㄨ<sup>ㄨ</sup>マ<sup>ㄨ</sup>タシン・ㄨ<sup>ㄨ</sup>マ<sup>ㄨ</sup>タチョー・ㄨ<sup>ㄨ</sup>マ<sup>ㄨ</sup>タジュー・ㄨ<sup>ㄨ</sup>マ<sup>ㄨ</sup>タコ・ㄨ<sup>ㄨ</sup>マ<sup>ㄨ</sup>タリ・ㄨ<sup>ㄨ</sup>マ<sup>ㄨ</sup>タゼン 7屋号

入系屋号

ㄨ<sup>ㄨ</sup>イレコ・ㄨ<sup>ㄨ</sup>イレコ・ㄨ<sup>ㄨ</sup>イレサ 3屋号

一系屋号

ㄨ<sup>ㄨ</sup>イチホ・ㄨ<sup>ㄨ</sup>イチジュー・ㄨ<sup>ㄨ</sup>イチコ・ㄨ<sup>ㄨ</sup>イチマル 4屋号

文字と文字で形成されている屋号

ㄨ<sup>ㄨ</sup>ヤマジルシ・ㄨ<sup>ㄨ</sup>ダイジルシ・ㄨ<sup>ㄨ</sup>イジルシ・ㄨ<sup>ㄨ</sup>ヤマイチ・ㄨ<sup>ㄨ</sup>ニヤマ 5屋号

三要素屋号

ㄨ<sup>ㄨ</sup>イチヤマダイ・ㄨ<sup>ㄨ</sup>イチヤマカ・ㄨ<sup>ㄨ</sup>イチヤマソ・ㄨ<sup>ㄨ</sup>イチヤマボシ・ㄨ<sup>ㄨ</sup>カネジョーイチ・ㄨ<sup>ㄨ</sup>カネホンイチ・ㄨ<sup>ㄨ</sup>カネタイチ・ㄨ<sup>ㄨ</sup>マルジューイチ・ㄨ<sup>ㄨ</sup>カクオビリョーゴ 9屋号

その他

ㄨ<sup>ㄨ</sup>ポーニ・ㄨ<sup>ㄨ</sup>ホシニ 2屋号

以上の101屋号は99家の屋号である。調査時の見日の戸数は101戸であったが、このうち2家は最近の転住であり、かつ漁業を営んでいないので屋号はつけないのだという。一方、新旧二つの屋号を有している2家があるので屋号総数は101となった。すなわちㄨとㄨ、またㄨとㄨはそれぞれ同一家の新旧屋号である。一方、ここにあげた屋号の中には同一屋号が三つあるが、そのうちの企は父と子が別世帯で同一屋号を持っている。またㄨ二家は本家と娘婿の家の屋号である。またㄨを名乗る二家のうちの一家は木直地区きなおしからこの屋号を持って転住して来た家である。両家はその居住場所が見日一と見日二に分かれているために、これも日常使用上の混乱はない。

家印屋号の読みかたはそれぞれに添えているが、文字または符号を符号で囲んでいるものは、外枠となっている符号をまず読み、次に枠内の文字または符号を読む。家印が上下の二要素あるいは三要素で形成されているものは、上から下へ読んでいく。

## 2. 家印屋号の構造

見日の家印屋号の多くはㄨ・ㄨのように符号と文字とで形成されているが、ㄨやべのように符号と符号で形成されているもの、またㄨやㄨのように文字と文字とで形成されているものもある。すなわちいずれも複素屋号で、単素屋号のものは見日にはない。二要素のものが多いが、ㄨのように三要素の家印もあることは、先の屋号総体に見えている。見日の三要素家印に共通する一要素は漢数字一である。

家印の外枠をなす符号には○(マル)・□(カク)・^ (ヤマ)・∟(カネ)・×(シメ)・×(ツゲ)・ㄨ(ㄨ)(リューゴ)がある。ツゲはチガイ(違い)がチゲ>ツゲと音変化し

た読み方である。また文字の上に置かれた大・又・入・一は符号相当と見える。家印に用いられた文字は漢字がもっとも多いが、漢数字がこれにつき、片仮名もかなり多く用いられている。平仮名を用いたものは、命と谷の二例を数えるばかりである。ローマ字を用いたものもㄱの一例がある。

#### 四、家印屋号の造形事情と作成者

すでに見てきたように家印屋号の形はさまざまに作られているが、それらにはわが家の繁栄を願う心情の託されることが多い。一方、本家とのつながりを家印の上に示そうとの意向も見え、あるいは夫の本家の屋号と妻の実家の屋号とを合わせて新屋号を作った工夫の見える屋号もある。また戸主の名、あるいはその家の姓の一字を入れた家印もあって造形事情は単純でない。

##### 1、願望の記号化

屋号に託される願望は言うまでもなく一家の繁栄である。たとえば㊦の当主は「この屋号は自分でつけた。本家は川汲（地区名）の㊦であるが、私は山ほど金<sup>まる</sup>がたまるといふ願いを託して㊦とした」と語った。『鹿部町史』には、「〇は金運・福德・円満<sup>やま</sup>をあらわし、<sup>かね</sup>はお金と同音で富をねがう意味である。又<sup>また</sup>や入<sup>いり</sup>も招福の意で縁起がよい。へは身代・財産が山ほど積<sup>つげ</sup>もることである」と符号の説明がある。へについては荒木恵吾氏は「たがいに支え合う形だ」と説明された。

又系屋号の中にある番の㊦（銭）は江戸期の銭貨を象っているから、致富の願いを具体的に見せている。一方、㊦については、かつて民俗研究者の伊藤彰氏から「魔除け」であるとの教示を受けている。荒木氏は「樺ではかるほどに財貨を得たいの心情をこめた」と言われる。いずれであれ㊦も富を願い福を祈る心情を託した屋号である。ところで㊦（リュウゴ）にはどのような願いが託されているのであろうか。沼田頼輔著『日本紋章学』（昭和50年10月、人物往来社）には、㊦（輪鼓・立鼓）は中古時代に使われた玩具で、後に紋章として用いられたとある。家紋よりは日常的な家印にこれが用いられているのは、単にその図形にひかれたのであろうか。あるいは「リュウゴ」に「竜」を連想して、一家の隆昌を願う心情を託したものであろうか。

家印屋号に用いられている文字の中には、その家印を作った時期の戸主の名の一字を採ったもの、また姓の一字を採ったものもあるが、招富・招福の願いを託したものも多い。又・入・山はすでにあげたが、大・太・上・吉・福・松・万などにもその願うところが明らかに見えている。

##### 2、本家屋号の継承と展開

分家の家印屋号には本家の家印屋号へのあやかりを見せるものが多いが、そのあやかり方はさまざまである。

- (1) 本家屋号の符号を継承する

これはもっとも多い。たとえばㄨの長男の家はㄨ、次男の家はㄨであり、ㄨからㄨが出て  
いる。またㄨの分家がㄨ、今の分家がㄨ、ㄨの分家がㄨ、ただしㄨは現在は函館在住  
である。またㄨは今の分家、ㄨはㄨの分家、ㄨはㄨの分家、ㄨはㄨの分家、ㄨはㄨの分家、ㄨはㄨの分家  
など、この類はきわめて多い。

(2) 本家屋号の文字を継承したもの

ㄨはㄨの分家である。ㄨの次男の家の屋号はㄨ、三男の家はㄨである。なお、ㄨの大は  
妻の実家の家印にちなんだものであることは後に述べる。

(3) 本家屋号に漢数字一を加えたもの

ㄨはㄨの分家、ㄨはㄨの分家、ㄨはㄨの分家である。また現在は見日を出ているが、ㄨ  
は同じくㄨの分家で、ㄨの弟である。

(4) 本家屋号の符号を文字に変更したもの

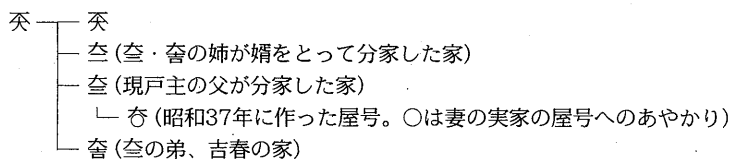
ㄨの分家は本家家印のへを山に換え、ㄨという新符号を作っている。

(5) 本家の屋号との関連性を見せないもの

たとえばㄨ家は次男が相続してㄨを名乗っているが、分家した長男の家の屋号はㄨで、  
本家屋号との関連性を見せない。これは本家からの独立の心情を託した意図的な命名で、  
「海」は姓の一字である。ㄨの長男は家を出て新屋号ㄨを作っているが、これも同様の例  
であろう。ㄨの子孫は現在は函館在住である。

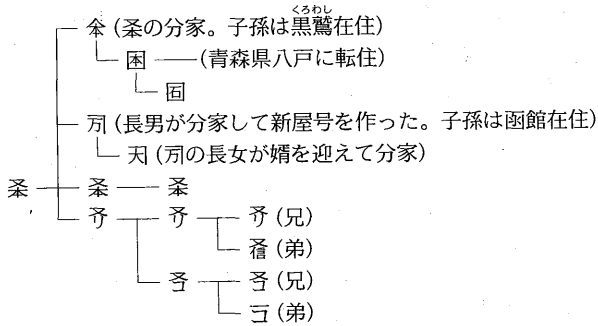
(6) 一族の家印屋号例

本家屋号へのあやかりの状況を見るために、以下に分家の多く出ている一族の屋号を二、  
三あげる。ただしそれぞれの分家が何代めに出た分家であるかは明らかにし得ていない。  
まず見日でもっとも古い家と言われているㄨ家とその一族の屋号を見る。

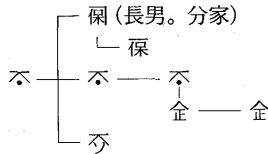


この一族のばあいは「大」を継承している。本家がㄨと三要素屋号であるのは珍しい例  
であるが、荒木恵吾氏の教示によれば、先祖はㄨ (イチヤマヤマ) (飯田屋) という大商  
人の家に船頭として働いていたことがあるということである。ㄨには、主家の商標 (家印)  
へのあやかりの心意が託されているかもしれない。

次にあげるのはㄨ一族の屋号である。



予の当主（80歳）は、自身は三代めで先祖は糸に“わらじをぬいだ”と語った。  
 不一族のばあいは次のとおりであった。



この一族のばあいも、長男が屋号を継承していないのは独立意識であるという。

### 3、夫の本家屋号と妻の実家の屋号の合成

この屋号形成法によるものはかなり多い。④家は当主の父が初代である。父は大野町から見日に来て②家の養子となったが後に一家を創り、その家印屋号は本家の〇と妻の実家の峠の上を合わせて④と定めた。また今の当主も二代めで、初代は仝から出ている。初代の妻の実家の家印屋号は卍であった。仝は仝のへと卍の十を合わせたものである。卍のばあい、戸主の本家屋号は〇、妻の実家の屋号は峠であった。この両屋号の合成屋号が卍である。またローマ字入りの家印屋号Sは当主の父の代に造られたものであるが、これは父の出た家の屋号卍の丂と、母の育った造船業の家、下池SimoikeのSとを合わせた屋号である。

このように夫の本家の屋号と妻の実家の屋号とを合わせて新屋号を作ることを見日の人々は特別のこととは感じていない。ただし農村である亀田郡大野町文月の屋号にはこの種のものはなかった。家印屋号ではないが、鳥根県隠岐郡五箇村こおり郡でも、夫婦の家元の屋号や姓を合わせた屋号を作っている。ここは農業を主とする集落である。また山口県の日本海の島々である見島・大島・青海島には、夫婦名を合わせた人名屋号を持つ家々がある。一家創立に当たり、夫婦の家元の屋号、また夫婦の名を合わせて屋号を創ることはこの外の諸地にもあるかもしれない。



#### 4、戸主の名、または姓にあやかった屋号

㊦・㊧・㊨・企・今・侗の戸主名はこの順序に善助・正憲・豊・正・与一・信作である。なお、すでに代が替わってわからなくなっているが、屋号作成時の戸主の名を入れた屋号はこのほかにもあると思われる。妻の名にあやかった屋号には出会っていない。一方、㊩・㊪・㊫・㊬・㊭・稲の姓は、順に海老原・川端・本間・渡辺・小納・小松である。各戸が姓を持つようになった後も、家表示のためには屋号を作った状況がここに認められる。

#### 5、その他

見日には屋号を譲り受けた一例もある。㊮は日用品を商う店の屋号であるが、亀田郡ななえ七飯町からここに移り住み、この店を譲り受けた現店主は、屋号もそのまま譲り受けた。七飯町時代に使っていた㊯の屋号は今使っていない。なお見日の屋号で具体的に指摘することはできないが、屋号の造型では、栄えている家の屋号にあやかることもあったようである。荒木恵吾氏の教示によれば、尾札部には以前、忝(ダイウロコ)を屋号とする家が栄えていた。その時期には、その家と親戚関係にない家々も、厶(イチウロコ)・厶(カネウロコ)などの屋号をつけることが一種の流行であったという。

#### 6、家印屋号の作成者

見日社会の家々は、新しく転入して来た2家以外はすべて家印屋号を有していることは、すでに見てきたとおりである。それを考え作ったのは誰たちであろうか。㊰の当主が「この屋号は自分でつけた」と語っているように、一家創立の時にその戸主がみずから作ることも多かったと思われる。一方、分家の時に本家が作って与えたということもあった。親しい寺の住職に依頼して作ってもらった、漁業組合に頼んだなどの説明もあった。その作成は、あらたまって長老に依頼するといった格式ばったものではなかったようである。日常に見なれ聞きなれていて、誰もが家印屋号作成法を心得ていたと思われる。作られた家印屋号は日常生活の中でしぜんに見日社会に広がり人びとに覚えられた。見日では、たとえば本土域の島根県隠岐郡五箇村で行なわれていた屋号披露の宴などはなかったということである。

### 五、家印屋号の使用状況

見日の墓所の墓には、その台石に家紋、前に置かれた花立台に家印屋号が記されている。この位置が逆になっている墓、あるいはどちらか一方だけの墓もまれにある。このように墓に家印屋号を記している状況は亀田郡大野町文月の墓地、また大野町の西光寺の墓地でも見かけた。また南茅部町川汲公園に建っている平和観音像の台座には昭和26年9月建立とあるが、これの建立に寄進した家々の名はすべて家印屋号で台座にびっしりと記されている。姓名は記されていない。またその隣の観音像の建立の時期は昭和56年10月とあったが、これにも寄進者はすべてその家印屋号で記されている。

このような状況は、この地域では家印屋号がかなり公的な家表示でもあることを見せていると思われる。ただし町役場の公的な文書には言うまでもなく姓名が記されており、小学校の生徒名簿も同様である。もっとも教師の手控えの生徒名簿には家々の家印屋号も添えられているという。家庭訪問のためにその住居の位置を生徒に尋ねると、「イチコノトナリダー」（イチコという屋号の家の隣だよ）のような返事が返ってくるからである。親たちの会話を聞きなれているので、子供たちにも屋号は身近かである。

大人たちは日常会話の中で人びとを話題にのぼせる時、また呼びかける時には「リュゴニノトーサン」（区のご主人さん）「イレコノカーサン」（今の奥さん）のように屋号を用いており、またたとえば電話で自家を名乗る時にも「リュゴニダー」のように屋号を名乗っている。祝儀・不祝儀の金包み、また盆・暮の贈答の品には屋号と姓とが記されている。たまたま見日滞在の時に漁業組合から尾札部地区へ向けた放送を耳にすることがあったが「タダイマヨリー テネンモトゾロエコンプー オヨビ ヨーショクモトゾロエコンプノー セツメーカイオー マルダイトーサンタクマエデー オコナイマスノデ…」（唯今より天然元揃え昆布及び養殖元揃え昆布の説明会を⊕伊藤さん宅前でおこないますので…）と、その場所を屋号と姓で指示していた。

同姓もわりあいに多いので、このように屋号を使用することは家々を弁別するために有用であるが、有用・無用はさておいて、屋号で呼ぶこと、名乗ることは根強い習慣になっている。ただし屋号の通用する範囲は、特別に広く知られている家を除いてはその集落内であるという。つまり見日の家々の屋号は見日社会内での通称であり正称でもある。

ところで今日、このように用いられている家印屋号は、本来は漁具や農具、あるいは什器を収めた箱などにも、これを書き、押印し、刻印し、あるいは焼印をして、その物の所有の家を明らかにするものであった。一方、昆布や魚などを市場や組合に出す時、それを包んだ<sup>たてむしろ</sup>建筵に、ポンポンと呼ばれたスタンプで押印して、荷主を明示するものでもあった。が、家印をこのように用いることは衰退して、現在<sup>いんじりし</sup>はもっぱら集落社会内での家表示、家呼称として生きている。見日の人々はこれを「家印」などと呼ぶことはなくて、単に「屋号」と呼んでいる。このような状況は、渡島半島の諸地においてもほぼ同様なようである。たとえば『戸井町史』第十二章にもこのような旨の記述がある。また『熊石町の屋号』にも、「印（しるし）として使用されなくなっているのはハッキリと現われているが、地区によっては年配者を中心にことばの屋号としてまだ多く使用され、名字を呼ばずに屋号で呼びます」とある。

## 六、おわりに

ここに見てきたように、見日社会では全屋号が家印屋号、すなわち記号屋号で、家の名としてこれを口にする時には、その記号を読んでことばにするのである。読み方に一定のルールがあることはすでに述べた。集落社会内の全屋号が記号屋号であるという状況は、

渡島半島域では一般的であるが、日本全国の屋号状況の中ではいかがであろうか。

本土域の津軽・南部の漁業社会も家印を屋号としているということであるが、筆者は調査していない。一方、徳島県阿波郡阿波町の『阿波町史』(昭和54年11月、阿波町史編纂委員会)「オ三節屋号」、また『うずしお文藻』オ4号(昭和62年3月、四国女子大学文学部国文学研究室)に掲載された、元木一江・新居利恵両氏の「徳島県阿波郡の屋号語彙」によれば、この地域にも記号屋号を持つ家々が多い。ただし、記号屋号以外の屋号を持つ家々もあって、全戸が記号屋号である見日とは状況が異なっている。なお、阿波町、阿波郡の記号屋号は農家、ときに商家の屋号である。また筆者は九州北部の福岡市志賀島の漁業地区でもいくらかの記号屋号を聞いている。これは本来は市場への出荷のため、あるいは営業のための屋号であったものが、近隣社会における家の呼び名にもなったものである。

広く全国を見る時、商家は商標としての家印を持つことがあり、それをそのまま屋号とすることもあった。一方、農家・漁家は農具・漁具などに記名する代わりに、簡単な記号を焼印で押すなどのことをした。ただし屋号はこれとは別にあることが多い。このような屋号と家印との二重表示に比べて、家印屋号のみによる家表示は単純簡明であると思えるが、この種の屋号の全国分布状況は明らかにし得ていない。

見日社会では、家印屋号を作ることは比較的最近までおこなわれていた。たとえば今の当主与一氏は、昭和40年ごろ、今から分家した時、この屋号を自分で作ったと語った。見日社会内に分家がふえない以上、新屋号の作られることはないが、屋号使用が今日もきわめて盛んなことは、すでに見てきたとおりである。もっとも、今日、渡島半島域の諸地ではかならずしも屋号の使用はさかんではない。見日と同時期に訪うた農村の亀田郡大野町文月では、高年者には屋号は記憶されているが、その使用はかなり衰えているということであった。この地に代々生活しておられる高田富士夫氏は、衰退の理由として、転入の家が多いこと、また農業の機械化に伴って「ユイコ」(共同作業)の慣習がなくなったことをあげられた。

今後、都市化の波は渡島半島域の農業社会にも漁業社会にも、これまでよりはいちだんと強く押し寄せるであろう。その時、家印屋号使用の状況がどのように移り変わっていくか、今後注目したい。

### 〔謝 辞〕

今回の調査では、荒木恵吾氏とフミ夫人の惜しみない御教示と御援助をいただきました。本文中にあげた北海道関係の文献の多くは荒木恵吾氏のおかげで目にする事ができました。ご夫妻のお世話のおかげで、見日の多くの方々のご教示をいただくことができました。大野町では町役場社会教育課の三上敏一氏、大野町議会議員の高田富士夫氏、また光明寺様に多くのご教示をいただきました。皆様に深く感謝申し上げます。